

# 福島空港を小型機でご利用の皆様へ

令和4年7月1日

平素より福島空港をご利用いただき誠にありがとうございます。  
小型機が使用できるスポットについては、これまでの実績と課題を踏まえ定期便の定時性確保、使用機会の公平性などから下記により運用いたしますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

- 1 小型機で福島空港を利用される場合は、事前に電話またはFAXによりスポット使用を予約してください。利用日の1ヶ月前から予約が出来ます。**※FAX送信した場合は着信確認の電話を必ず行ってください。**
- 2 福島空港周辺では、空港周辺及び飛行経路下に居住される方への騒音対策上、**進入行為は1日5回まで**としておりますので、ご協力願います。また、日没後の飛行について、緊急時及び日没前に当空港スポットへ駐機している小型機の出発を除きお断りしております。さらに、模擬計器進入飛行について、特に定期便が進入中に、航空の安全を考慮して与える航空管制運航情報官の情報を尊重するようご協力ください。
- 3 小型機が駐機できるスポットは、通常7番のA~Hスポットとしています。なお、混雑時や機体の種類によっては、6番スポットに駐機していただく場合もあります。
- 4 ジェット機及び全長15.0m以上かつ全幅15.0m以上の機体は、6番スポットにノーズインを原則としての駐機としておりますので、ご注意ください。
- 5 夜間駐機する場合は、タイダウンによる機体固定をお願いします。タイダウンリングは、7番スポットのA~Dの計4バースに設置しております。  
なお、毎年11月15日から翌年の3月31日までは、冬期間の除雪のため夜間駐機は出来ませんので、ご注意願います。また、夜間駐機は1使用者に対して同一月に7回以内とし、連続で夜間駐機する場合は連続7回以内としております。
- 6 福島空港で取り扱える航空機燃料は、AIPにも記載されているとおり「JET A-1」のみとなっておりますので、十分ご注意ください。
- 7 通常小型機を駐機する7番スポットは、CIQ（税関）指定地域に隣接しておりますので、5番スポットに国際線航空機が駐機している場合、CIQ指定地域へ不用意に立ち入らないよう十分にご注意ください。
- 8 福島空港へ飛来の際は、福島空港、飛行経路等の気象状況及び定期便の飛行経路等の各種情報を十分確認し、安全対策を行い、安全運航に努められますようお願いいたします。また、ブリーフィング（打合せ）を含む交通情報等をCABにお尋ねください。  
平成29年度以降、4件の小型機のパンク事案等が発生しております。状況によりましては、定期便の運航に影響を与えることとなりますので、日頃からの点検・整備を確実に実施されますようお願いいたします。
- 9 福島空港の駐車場は、定期便を利用される方のために整備されたものでありますので、小型機で来港される方が当空港からの移動手段として自家用車を長期に駐車することはご遠慮ください。なお、このような事実が確認された場合、その後の小型機による福島空港の使用を制限させていただく場合もありますので、ご注意ください。
- 10 令和2年4月より国管理空港において、自家用航空機の操縦士に対してアルコール検査が実施されており、地方管理空港において同様の検査の要請がありました。そのため、福島空港においても空港事務所職員が抜き打ちで検査を令和2年11月以降に実施いたします。検査拒否をされた場合または酒気を帯びている場合には、福島空港の使用ができない場合もありますので、ご注意ください。

## R J S F 福島空港

福島県福島空港事務所

〒963-6304 福島県石川郡玉川村大字北須釜字はばき田21番地  
TEL (0247)-57-1111 FAX (0247)-57-1257

